

第216回 東京都都市計画審議会 議案・資料(抜粋) 議第7298号

八王子都市計画区域区分の変更（東京都決定）

八王子都市計画区域区分を次のように変更する。

市街化区域及び市街化調整区域の区分
区域は計画図表示のとおり

理 由
2 市町間を結ぶ都市計画道路等の幹線道路が整備された沿道の区域で地区計画により地区施設の適正な整備が行われることが確実な区域について、市街化区域に編入する。
道路整備事業等の区域決定により境界の地形地物等が変更された区域又は現に区域境界が不明確な崖線等になっている区域について、明確な地形地物に合わせて区域境界を変更する。
市街化区域に接している集落等で、現に市街地が形成され、人口密度など都市計画法令に定める市街化区域の設定要件を満たすとともに、適正な都市施設の整備が既に行われている区域について、市街化区域に編入する。

(参考) 人口フレーム			(千人)	
年 次		平成 22 年	平成 37 年	
区 分				
都市計画区域内人口		580	575	
	市街化区域内人口	571	566	
		配分する人口	571	564
		保留する人口	-	2
		(特定保留)	-	0
		(一般保留)	-	2

変更概要

	変更箇所	変更前	変更後	面積
1	八王子市戸吹町、宮下町、加住町、川口町、下恩方町、西寺方町、平町、小宮町、高尾町、館町、南浅川町、長沼町、片倉町、東中野、狭間町、南陽台、下柚木及び越野各地内	市街化調整区域	市街化区域	約 14.1ha
2	八王子市宮下町、川口町、下恩方町、西寺方町、平町、丸山町、廿里町、高尾町、館町、南浅川町、長沼町、片倉町及び東中野各地内	市街化区域	市街化調整区域	約 1.8ha